

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年5月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇港の産業廃棄物に関する（〇〇河川敷における違反者への河川法第77条法による資料等全部（H〇年度～H〇年度）は除く。）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年6月5日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、当該公文書を保有しておらず、文書が不存在であるとする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年6月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行い、同年9月11日、審査請求の一部を補正した。

4 諮問

令和2年1月27日（同月29日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき書類（請求時あると特定したもの）

2 審査請求の理由

県は、本来（〇年前）の裁判で決定した事件であり、その実施（てっ去）命令が出ながら未だあるべき書類であるので出せ。解決してない書類（事件）なので、書類を出せ。

3 審査請求の補正

〇〇港の産パイ事件で、裁判した中で、(H〇年)結審したS〇年度のあるべき書類(判決文)がある中で、撤去処分を毎年督促している。いまだあるべき書類(通達に至る証拠関係)を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和元年5月22日付けで審査請求人から出された「〇〇港の産業廃棄物に関する(〇〇河川敷における違反者への河川法第77条法による資料等全部(H〇年度~H〇年度)は、除く。)」の公文書公開請求に対し、実施機関は当該公文書を「〇〇港又は〇〇川の区域内における産業廃棄物に係る河川法第77条に関する書類」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- (2) まず、徳島県行政組織規則(昭和42年徳島県規則第15号。以下「規則」という。)」において、総合県民局保健福祉環境部の分掌事務の中に局内の「廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること」が規定され、阿南市、那賀郡及び海部郡における産業廃棄物の適正処理に係る指導業務は、南部総合県民局保健福祉環境部(以下「保健福祉環境部(阿南)」という。)が行うものとなっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づく指導権限は保健福祉環境部(阿南)が有しているため、環境指導課においては、阿南市における産業廃棄物の処理に係る法の施行は行っておらず、管轄外の施行事務の対象となる案件につき、特段、文書の作成を行っていない。
- (3) 確かに、環境指導課の分掌事務としては「法の施行に関すること」と規定されており、環境指導課は、法の制度所管課として保健福祉環境部(阿南)や他の実施機関から協議を求められる場合もある。しかし、環境指導課は、当該案件につき保健福祉環境部(阿南)や他の実施機関と協議し文書の作成を行っていない。
- (4) 次に、港湾法又は河川法に基づき、また、施設管理権に基づく、港湾管理者又は河川管理者による取り組みとの関連において、南部総合県民局県土整備部が当該区域を専属的に管理している。しかし、環境指導課は当該区域の管理に係る権限を有していない上、河川法第77条に基づく河川監理員を設置し、その権限を行使したことに係る書類を保有していない。
- (5) 今般公開請求のあった公文書の内容が〇〇港又は〇〇川の区域内における「産業廃棄物」という事柄であるところ、河川法第77条に基づく河川監理員の権限の行使に関し、相互関連性を有するものとして法の制度所管課が当該関係情報を保有し、その保有する公文書を公開していないと審査請求人は思料しているものと考えられるが、上述のとおり、そうした事実はないことから、環境指導課はこの件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。
- (6) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在で

あるため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年1月29日	諮問
令和6年12月23日 第3部会（第15回）	審議
令和7年1月29日 第3部会（第16回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

審査請求人は、あるべき書類を出せと公文書の存在を主張している。

それに対して実施機関は、本件請求に係る公文書は不存在であると主張しているため、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

規則では、河川法の施行に関する事務については、河川整備課、徳島県東部県土整備局及び総合県民局県土整備部の分掌事務とされており、環境指導課は河川法の施行に関する事務を分掌していない。

また、審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、当該文書の存在を認めることはできない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理恵子	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	
橋 本 正 成	弁護士	